

平成24年 4月 1日



兵庫県告示第626号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成24年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
南あわじ市阿那賀志知川5-1 中尾博満 同市阿那賀47-2 堀秀明	南あわじ	南あわじ漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成24年 5月18日から同年 6月 1日まで
- (2) 縦覧場所 南あわじ加入区 南あわじ市阿那賀1463-6 南あわじ漁業協同組合



兵庫県告示第627号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（空中写真測量（固定資産、道路台帳及び都市計画））
- (2) 作業期間
平成23年12月 1日から平成24年 3月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市全域
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成24年 1月13日から同年 3月30日まで
- (3) 作業地域
尼崎市昭和通6丁目ほか
- 3 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成24年 1月16日から同年 3月31日まで
- (3) 作業地域
尼崎市琴浦町



兵庫県告示第628号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成23年8月1日から同年10月3日まで
- (3) 作業地域
西宮市二見町
- 2 (1) 作業種類
公共測量（街区基準点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成24年2月13日から同年3月26日まで
- (3) 作業地域
西宮市池開町
- 3 (1) 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量）
- (2) 作業期間
平成24年2月27日から同年4月5日まで
- (3) 作業地域
西宮市中前田町



兵庫県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 2 作業期間
平成23年12月1日から平成24年4月20日まで
- 3 作業地域
加古川市の一部



兵庫県告示第630号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成24年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（地籍調査事業実施に伴う4級基準点の設置）
- 2 作業期間
平成23年9月1日から平成24年3月30日まで
- 3 作業地域
三田市西山2丁目、天神3丁目及び南が丘1丁目地内



兵庫県告示第631号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成24年 5月18日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 中間検査を行う区域

兵庫県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域

2 中間検査を行う建築物

新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる用途及び規模のものとする。

- (1) 一戸建ての住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、床面積が50平方メートルを超えるもの
- (2) 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

3 特定工程

次に掲げる工程を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、(1)から(5)までの2以上の工程を含むものにあつては、(1)の工程が含まれるものは(1)の工程を、それ以外のはいずれか早期に終了する工程を特定工程とする。また、複数の工区に分けて施工する場合で、(1)から(5)までのいずれかの工程を2以上に分けて施工するものは、いずれか早期に終了する工区の工程を特定工程とする。

- (1) 木造にあつては、柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の設置工事）
- (2) 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事
- (3) 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事
- (5) (1)から(4)までに掲げる構造以外のものにあつては、基礎に鉄筋を配置する工事

4 特定工程後の工程

次に掲げる工程を特定工程後の工程とする。

- (1) 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事
- (2) 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事
- (3) 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事
- (4) 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事
- (5) (1)から(4)までに掲げる構造以外のものにあつては、基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事

5 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物
- (2) 法第18条第1項又は第85条第5項の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項（法第68条の23第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

附 則

1 平成19年兵庫県告示第593号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、廃止する。

2 この告示の規定は、平成24年6月20日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「申請書」という。）又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出される建築物について適用し、同日前に申請書又は確認書類を提出されるものについては、なお従前の例による。

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 5月18日

契約担当者

但馬県民局長 石 井 孝 一

1 入札に付する事項

(1) 工事名

(国) 178号 浜坂道路 余部・新桃観(東工区) トンネル工事

(2) 工事場所

美方郡香美町香住区余部

(3) 工事概要

工種 一般土木工事

規模 施工延長 1,690メートル

幅員 トンネル部：7.0(10.0)メートル、明かり部：7.0(12.5)メートル

余部トンネル 施工延長 1,255メートル、内空断面積 71.4平方メートル(標準部)

新桃観トンネル(東工区) 施工延長 388メートル、内空断面積 71.7平方メートル(標準部)

明かり部 施工延長 47メートル

工法 トンネル部：NATM工法、明かり部：土工

(4) 工期

平成28年3月25日限り

(5) 電子入札の実施

本件入札に係る入札参加申込み及び入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、紙による入札参加申込み又は紙による入札を希望する者は、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加申込み及び入札を行うことができる。

(6) 技術提案の受付

本工事は、工事目的物の品質、生活環境の維持等について、入札時に技術提案を受け付ける入札時VE方式の適用工事である。また、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の適用工事である。

(7) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(標準型)の適用工事である。

2 応募方法

特別共同企業体による。

3 入札参加資格

本工事の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号(一般競争入札等に参加する者に必要な資格等)に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得(登録)者又は入札書の提出期限日までに入札参加資格を取得(登録)した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限(以下「入札参加資格制限」という。)に該当しないこと。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得(登録)しており、その工種が一般土木工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日(平成24年10月中旬予定・議決日以降)までであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、入札日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、代表構成員にあつては1,200点以上、その他の構成員にあつては1,030点以上であること。

カ 平成9年度以降に、次に掲げる工事を、それぞれ元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

(7) 代表構成員にあっては、NATM工法によるトンネル内空断面積65平方メートル以上かつ同一トンネルにおいて坑門を含む施工延長1,100メートル以上のトンネル本体工事

(4) 下記(2)アの構成員1にあっては、NATM工法による同一トンネルにおいて坑門を含む施工延長300メートル以上のトンネル本体工事

(9) 下記(2)アのその他の構成員にあっては、1件の請負工事完成額が1億円以上の一般土木工事

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(7) 本工事に係る設計業務等の受託者

① 余部トンネル 株式会社千代田コンサルタント

② 新桃観トンネル 日本工営株式会社

(4) 当該受託者のうちの1者又は2者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(9) 代表権を有する役員が、当該受託者のうちの1者又は2者の代表権を有する役員を兼ねている者

コ 入札参加資格の確認基準日は、下記6(1)に定める入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 特別共同企業体の資格要件

ア 特別共同企業体の構成員は4者（「代表構成員」1者、「構成員1」1者、「その他の構成員」2者から構成）とし、それぞれの出資比率が15パーセント以上であること。

イ 特別共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であること。また、出資比率は構成員中最大であること。

ウ 特別共同企業体の結成方法は自主結成とし、本件入札に関して他の特別共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

エ 特別共同企業体の構成員の一部が、入札参加申込締切後に会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたこと（以下「倒産等」という。）により、その企業体の構成員の資格を失った場合においては、平成24年7月19日（木）までの間、その企業体の残存構成員は、資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、入札参加の申込みを行うことができ、新たな入札参加申込者が入札日までに入札参加資格の確認を受けたときは、入札に参加することができる。

オ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。

(3) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

なお、監理技術者については、代表構成員が配置すること。

(7) 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(4) 平成9年度以降に上記(1)カにおいて代表構成員に施工実績を有することを求める工事において、坑口付及び1,100メートル以上の掘削・覆工コンクリートの施工経験を有すること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。

また、本件が落札候補者となった最初の工事である場合は、その他の工事については本件工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

なお、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

(4) VE提案に関する要件

入札参加申込時に、VE提案書を提出すること（記載漏れのある提案書は受け付けない）。また、VE提案を行う場合には、その提案が適正であること。

VE提案書の提出に当たっては、別に定めるVE提案書作成要領により作成すること。

なお、提出されたVE提案書を評価した結果、加算点が0点の者、若しくは、最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は、提案を不適として入札参加資格を与えない。また、この場合は、VE提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

4 契約条項等を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等及び下記7(5)ケで提出を求める誓約書については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成24年5月18日（金）から同年7月24日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所）

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務第1課

電話（0796）26-3606

5 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書、VE提案書作成要領及び入札参加資格確認資料

平成24年5月18日（金）から同年6月18日（月）まで

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ。）

平成24年5月18日（金）から同年7月24日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県のホームページ（<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>）に掲示して様式等を提供する。

なお、様式等は、兵庫県庁ホームページの「入札・公売情報」→「入札・公売情報」の中の「入札情報サービス」（<https://www2.ppi.pref.hyogo.jp/ebidPPIPublish/index.html>）（以下「入札情報サービス」という。）→「入札公告」→「検索」→本工事の「工事名称」→「公告文書等」の中の「Download」の順にクリックして各画面を開き、ダウンロードにて保存することにより取得すること。

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）、入札参加資格確認資料及びVE提案書（以下2つを合わせて「資料」という。）を次に定めるところにより提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出期間

平成24年5月21日（月）から同年6月18日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（資料の提出については、正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

ア 申込書は、電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加申込みを有効に行うためには、申込書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

また、申込書を送信した者は、証拠として参加申込書受信確認通知を保管しておくこと。

イ 入札参加の申込みに使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ、特別共同企業体の代表構成員の兵庫県建設工事入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者の名義で取得して、そのICカード情報を兵庫県の電子入札システムに登録したものとする。

ウ 資料は、次の場所に持参する。

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4

兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所工事業務課

電話 (0796) 82-5679

7 入札手続等

(1) 入札期間

平成24年7月25日（水）から同月26日（木）まで

午前9時から午後5時まで（7月26日（木）は午後4時まで）

(2) 開札日時

平成24年7月27日（金）午後1時30分

(3) 入札方法等

ア 入札書に必要な事項を入力し、電子入札システムを使用して送信すること。

イ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成24年7月26日（木）午後4時までに上記4(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

要

(5) 入札に関する条件

ア 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が、契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されること。

イ 所定の額の入札保証金が納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 契約担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入力された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する額を入力すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札に使用したICカードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者又は受任者が取得したものであり、かつ、やむを得ない事由があると契約担当者が認めた場合を除き、入札参加の申込みを使用した名義人のものであること。

キ 第1回目の入札金額に対応した工事費内訳書（金抜設計書の全ての項目について確認できるもの）及び採択されたVE提案書を、平成24年7月26日（木）午後4時までに上記4(2)の場所に提出すること。

ク 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において上記イからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ウに違反し無効となった者以外の者

ケ 落札金額が200万円（消費税込）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。

エ ICカードを不正に使用した入札は無効とする。

オ 下記13(4)により技術者を追加して配置しなければならない場合において、必要な技術者を追加して専任で配置できない者のした入札は無効とする。

カ 総合評価に関する提案について、採択されたVE提案書に記載した内容と異なる提案をもってした入札は、無効とする。

8 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び評価指標

評価項目及び評価指標については、次のとおりとする。

- ア 工事目的物の性能・機能に関する事項については、品質管理を評価項目とし、覆工コンクリートの品質確保と施工を評価指標とする。
- イ 社会的要請に関する事項については、生活環境の維持並びに工事現場の安全対策を評価項目とし、生活環境の維持については周辺民家への騒音・振動対策を評価指標とし、工事現場の安全対策については突発湧水対策をそれぞれ評価指標とする。
- ウ その他に関する事項については、地域企業の活用並びに地域材料の活用を評価項目とし、地域企業の活用については技術力向上などの地域貢献を評価指標とし、地域材料の活用については指定資材の県内調達を評価指標とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、入札者の提案内容に応じて付与される得点（標準点＋加算点）を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

発注者が提示する最低限の要求要件を全て満たしていれば、標準点100点を付与する。

加算点は、上記(1)の各評価指標の審査点を合算した点数とし、最大20点とする。

評価項目ごとの配点、評価基準、最低限の要求要件等については、V E提案書作成要領の添付資料「(別表－1) 評価項目等一覧」を参照のこと。

評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、審査点、加算点及び求める評価値は小数位3桁（4位四捨五入）とする。

(3) 落札者の決定方法

ア 入札価格が財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内にある入札者のうちから、上記(2)の評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

イ 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けているので、調査基準価格を下回った入札が行われたときには、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

なお、調査の対象となった者は、この調査に協力すること。

ウ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合においてくじを引くことを辞退することはできない。

9 落札者の決定通知及び公表

(1) 落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。

(2) 落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領による公表項目に加え、次の項目を公表する。

ア 評価値

イ 各評価指標の審査点

(3) 入札結果の公表は、閲覧の方法により公表する他に、兵庫県のホームページ内の入札情報サービスにおいても契約締結後に公表する。

10 評価内容の担保

(1) 受注者の責に帰すべき理由により、入札時に提示された提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を請負金額から減額する。また、悪質な不履行が行われた場合は、建設工事請負契約書第47条第1項第4号の規定により、契約を解除する場合がある。

(2) 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、入札時に提示された提案内容が履行できなかった場合は、受注者は契約担当者に対してその理由を書面により申し出ることができる。

なお、申し出た理由が、受注者の責によらないと認められた場合は、上記(1)を適用しないこととする。

11 契約の締結

(1) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直

ちに当該誓約書を提出すること。

- (2) 工事請負契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を要するので、落札決定の日から7日以内に、兵庫県が作成した建設工事請負契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- (3) 落札決定後議会の議決までの間に、落札者である特別共同企業体の構成員が倒産等となった場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは仮契約を解除する。ただし、落札者が、資格を失った構成員を除いて特別共同企業体協定書を変更して、その協定書を議案の上程日までに提出し、変更後の特別共同企業体の構成員が3者以上となっている場合において、仮契約を締結していないときには仮契約を締結することがあり、仮契約を締結しているときには締結している仮契約を解除せずに一部変更の仮契約を締結することがある。

12 支払条件

支払条件は、次のとおりとする。

- (1) 年割支払 有
- (2) 前金払 有
- (3) 中間前金払 有
- (4) 部分払 有
- (5) 中間前金払と部分払の選択該当工事の別 有

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円（消費税込）を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を県に提出すること。
- (3) 上記(2)の誓約書の写しの提出がない場合には、工事成績評定点を減点する。
- (4) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを入札者からの提出資料、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、審査の上、落札決定する。

イ その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、特別重点調査基準価格（直接工事費については90パーセント、共通仮設費については70パーセント、現場管理費については80パーセント、一般管理費については30パーセントをそれぞれ乗じて得た価格を合計したもの）を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ、上記に示す特別重点調査基準価格を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある（詳細は、「低入札価格調査における特別重点調査について」を参照のこと。）。

ウ 調査基準価格を下回った入札を行った者に対しては、開札後の平成24年7月27日（金）午後5時までに連絡するものとし、資料の提出は平成24年8月3日（金）午後5時までにを行うものとする。

なお、事情聴取の日時、場所等必要な事項は別途通知する。

資料の提出が一部でもない場合、内容に不備がある場合及び事情聴取に応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として失格とする。

エ 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、上記3(3)アに定める代表構成員が配置する監理技術者の要件と同一の要件（上記3(3)ア(イ)に掲げる施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者はいずれかの構成員が配置するものとし、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

- (5) 詳細は入札説明書による。
- (6) 問合せ先
上記4(2)に同じ。

た者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651-2197 神戸市西区学園西町8丁目2-1
兵庫県立大学事務局企画調整部情報システム課 担当 猪口
電話 (078) 794-5590 F A X (078) 794-5575

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成24年5月18日(金)から同年6月6日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成24年7月12日(木)午前10時 兵庫県立大学本部 中会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成24年7月11日(水)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、平成24年6月6日(水)午後4時までに申込書及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを持参すること。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、入札説明書で示した提出書類を持参し、本学が要求する仕様を満たしているかについて、審査を受けること。

ア 受付期間

平成24年5月18日(金)から同年6月6日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 審査結果

平成24年6月26日(火)までに入札参加希望者に通知する。

- (3) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(2)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (4) 入札者は、上記(2)により承認された物品で入札すること。
- (5) 本公告の物品を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。この証明書は平成24年6月6日(水)までに提出すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年7月10日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立大学事務局長(以下「事務局長」という。)を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した

金額)の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年7月下旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Kiyoshi Kusumi, General Secretary, University of Hyogo

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Information infrastructure system of office work for University of Hyogo 1 set

(3) Lease period: From 1 January 2013 through 31 December 2017

(4) Lease place:

Kobe Gakuentoshi campus, Himeji Shosha campus, Harima Kohto campus, Himeji Shinzaike campus, Akashi campus, Kobe Port Island campus, Awaji campus and Organization for Corporate Relations

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 June 6, 2012

(6) Deadline for tender:

10:00 July 12, 2012

(Tender via mail must be submitted to University of Hyogo by 16:00 July 11, 2012)

(7) Person to contact concerning the notice:

Atsurou Inoguchi, University of Hyogo, Kobe Gakuentoshi office.

8-2-1 Gakuennishi-machi, Nishi-ku, Kobe, Hyogo 651-2197

Tel (078) 794-5590 Fax (078) 794-5575

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第142号

交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項に基づく名称の変更の届出を同規則第3条第2項の規定により公示する。

平成24年 5月18日

兵庫県公安委員
委員長 下 村 俊 子

- 1 新名称
一般財団法人兵庫県交通安全協会
- 2 旧名称
財団法人兵庫県交通安全協会